

○ 西いぶり広域連合職員の給与に関する条例施行規則

〔平成12年3月28日
規則第15号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、西いぶり広域連合職員の給与に関する条例（平成12年条例第19号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(室蘭市規則の準用)

第2条 この規則の施行については、室蘭市職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年室蘭市規則第7号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。